

氷見市×羽咋市若者・女性のキャリアアップ支援業務委託プロポーザル評価要領

1 目的

この要領は、氷見市×羽咋市若者・女性のキャリアアップ支援業務委託の企画提案募集における優先交渉権者を選定するためのプロポーザル評価方法について定めることを目的とする。

2 評価方法

優先交渉権者を選定する評価方法は、以下のとおりとする。

(1) 評価委員

別紙1「評価委員会委員名簿」のとおりとし、評価委員の任期は、決定の日から当該委員会に係る企画提案の選定が終了する日までとする。

(2) 企画案、事業実施能力等に関する評価

評価項目及び評価内容等は、別紙2のとおりとし、プレゼンテーションの技量は点数化しない。

(3) プロポーザル評価の対象

企画提案者が提出した企画提案書等

(4) 優先交渉権者の決定方法

各評価委員の別紙2における評価項目1から4までの採点の合計を、評価委員数で除した評価点（90点満点）と「提案価格に係る評価」点（10点満点）の総合評価点により順位を付す。採点結果に基づき、優先交渉権者を1者選定する。

総合評価点は、

「評価項目1～4に係る評価基準」における評価点	+	「評価項目5に係る評価基準」における評価点
(90点満点)		(10点満点)

(5) 複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、評価委員が協議の上、その順位を決定する。

(6) 最低基準点

総合評価点の7割であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない企画提案者は選定の対象としない。

(7) 応募者が1者の場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該企画提案者を優先交渉権者とする。

(8) 評価における利害関係者の排除

利害関係者による応募に関しては、評価委員は評価を辞退する（評価に加わらない）こととする。この場合、他の評価委員による評価点の平均点を評価委員の採点の合計に加算する。

3 その他

(1) 当該評価に関する庶務は氷見市産業振興部商工観光課が行うものとする。

(2) この要領に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、評価委員が協議の上、決定する。

別紙1

評価委員会委員名簿

委員 区分	職	氏名	備考

※評価委員会委員名簿は非公開とする。

別紙 2

評価項目及び評価内容

評価項目及び評価内容における評価

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の評価基準点の合計を100点満点として採点し、評価項目1から4については、各評価委員の採点の合計を評価委員数で除して算出する。

評価項目	評価内容	評価基準点					
		優れている (A)	やや優れている (B)	普通 (C)	やや不十分 (D)	不十分 (E)	
1	業務実施体制	本業務を迅速かつ正確に実行するための体制や人員が確保されているか。	5点	4点	3点	2点	1点
2	会社の実績	本業務を実行できるだけの実績やノウハウを有しているか。	5点	4点	3点	2点	1点
3	業務理解度	本業務の目的や内容が十分に理解されているか。	10点	8点	6点	4点	2点
4	提案内容	両市内の企業へのヒアリング調査の趣旨を理解し、効果性が高い提案がなされているか。	15点	12点	9点	6点	3点
		両市内の企業の業務切り出しにあたって、効果性が高い提案がなされているか。	20点	16点	10点	8点	4点
		スキルアップ講座の趣旨を理解し、効果性が高い提案がなされているか。	10点	8点	6点	4点	2点
		チャレンジジョブ（試し働き）の趣旨を理解し、効果性が高い提案がなされているか。	10点	8点	6点	4点	2点
		両市の効果性が高い協力・連携体制の提案がなされているか。	15点	12点	9点	6点	3点
5	提案価格に係る評価	10.0～0.0					
計		点/100点					

※提案価格に係る評価

業務見積書に記載された提案価格で行うものとする。「提案価格に係る評価」点については次式で計算するものとし、その計算にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入し、評価点の上限を10点とする。（以下の式で求められる数値が上限を超えるものは上限点に読み替えるものとする。）

$$\text{「提案価格に係る評価」点} = \left[\frac{-10.0 \times \text{提案価格}}{\text{見積限度額}} + 10.0 \right] \times 10$$

※氷見市の見積限度額は9,755千円、羽咋市の見積限度額は3,000千円（いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、「提案価格に係る評価」における見積限度額は、両市の限度額の合計とする。